

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）交付要綱

令和2年7月22日
2 福保高計第248号

（通則）

第1条 東京都（以下「都」という。）は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金（以下「補助金」という。）について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日付老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠なものである。

今後は、介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

このため、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援を導入する。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めた職員に対して慰労金を支給する。

さらに、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を導入する。

（サービスの定義）

第3条 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。

2 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。

3 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所をいう。

4 この要綱において「多機能型サービス事業所」とは、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

5 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

6 この要綱において「介護サービス事業所・施設等」とは、第1項から第5項の総称をいう。ただし、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の（1）から（3）までの事業とする。

(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行い、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う。

(2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び介護サービス事業所・施設等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について、次の①及び②の支援を行う。

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

② 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

(交付額の算定)

第6条 補助金の額の算定方法及び補助対象経費等は、別記1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、相当と認められた場合は、第10条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(変更交付申請)

第9条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じて、変更交付申請書（様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

(補助条件)

第10条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記2の補助

条件を付するものとする。

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金の交付は、第 8 条で決定した額を概算払で交付、又は補助事業完了後に確定払により交付する。

(暴力団の排除)

第 12 条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。

別記 1

補助金の交付額の算定方法及び補助対象経費等

1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

(1) 補助対象サービス

介護サービス事業所・施設等

(2) 補助対象者

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

なお、利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

(3) 補助対象経費

以下のようなかかり増し経費について補助を行う。

なお、以下の補助対象経費以外の経費であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないもので本交付要綱の目的に反しないものであれば対象とする。

ア 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入

イ 外部専門家等による研修実施

ウ (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等

エ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等

オ 感染防止を徹底するための面会室の改修費

カ 消毒費用・清掃費用

キ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費

ク 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料

ケ 自動車の購入又はリース費用

コ 自転車の購入又はリース費用

サ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)

シ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料

ス 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

セ 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合)

ソ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

(4) 補助額

補助金の交付額の算定に当たっては、表1の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

表 1

1 対象事業所・施設（※1から※4まで）	2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率		
通所介護事業所	通常規模型	892	事業所	別記1 1(3) 補助対象経費のと おり	10分の10	
	大規模型（Ⅰ）	1,137				
	大規模型（Ⅱ）	1,480				
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	384					
認知症対応型通所介護事業所	375					
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939				
	大規模型（Ⅰ）	1,181				
	大規模型（Ⅱ）	1,885				
短期入所生活介護事業所	44	定員				
短期入所療養介護事業所	44					
訪問介護事業所	534	事業所				
訪問入浴介護事業所	564					
訪問看護事業所	518					
訪問リハビリテーション事業所	227					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508					
夜間対応型訪問介護事業所	204					
居宅介護支援事業所	148					
福祉用具貸与事業所	148					
居宅療養管理指導事業所	33					
小規模多機能型居宅介護事業所	475					
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638					
介護老人福祉施設	38					定員
地域密着型介護老人福祉施設	40					
介護老人保健施設	38					
介護医療院	48					
介護療養型医療施設	43					
認知症対応型共同生活介護事業所	36					
養護老人ホーム（定員30人以上）	37					
軽費老人ホーム（定員30人以上）	37					
有料老人ホーム（定員30人以上）	37					
サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	37					
養護老人ホーム（定員29人以下）	35					
軽費老人ホーム（定員29人以下）	35					
有料老人ホーム（定員29人以下）	35					
サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	35					

（※1）対象事業所・施設については、補助の申請時点で指定等を受けている者であること。

（※2）各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービスは訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

（※4）通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

2 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

(1) 支援対象者

ア 慰労金の給付対象となる職員は、(ア)及び(イ)に該当する者とする。

(ア) 介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員。ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、都における緊急事態宣言発令中に区市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所についても対象となる。

(イ) 次のいずれにも該当する職員

① 介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者。ただし、該当の有無に当たっては、以下の点に留意すること。

a 「10日以上勤務」とは、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が、始期より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

b 「始期」は、東京都で新型コロナウイルス感染症患者1例目が発生した令和2年1月24日とする。

c 年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

イ 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

(2) 支援額

ア 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員のうち、以下に該当する場合は、1人につき20万円を給付する。

(ア) 訪問系サービス事業所で勤務し、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員

(イ) 訪問系サービス事業所以外の介護事業所・施設等で勤務し、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日）以降に当該事業所・施設で勤務した職員

イ アに該当しない職員及びア以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に対しては、1人につき5万円を給付する。

(3) 支援方法

支援対象者への慰労金の支給に当たっては、介護サービス事業所・施設等が支援対象者から「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金代理受領委任状」の提出を受け、都への申請を行い支援対象者へ支給する。

なお、介護サービス事業所・施設等が支援対象者へ慰労金を支払う際に生じた手数料については、全額補助する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) その他留意事項

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。

また、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されている。

3 介護サービス再開に向けた支援事業

(1) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア 補助対象サービス

訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下3（1）及び（2）において「在宅サービス事業所」という。）

イ 補助対象者

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所であり、具体的には次の（ア）及び（イ）のとおりとする。

（ア）在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）

在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

（イ）居宅介護支援事業所

在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む。）、サービス事業所との連携（必要に応じてケアプラン修正）を行った場合

ウ イに関する留意事項

（ア）「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者をいう。ただし、居宅介護支援事業所においては、利用終了者を除き過去1か月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者をいう。

（イ）「確認」とは、1回以上電話又は訪問を行うとともに、記録を行っていることをいう。

（ウ）「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったことをいう。

（エ）「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったことをいう。

（オ）実際にサービス再開につながったか否かは問わない

エ 補助額

補助金の交付額の算定に当たっては、表2の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

表 2

1 対象事業所・施設（※1から※4まで）		2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助率	
通所介護事業所	通常規模型	電話による確認：1.5 訪問による確認：3	利用者	10分の10	
	大規模型（Ⅰ）				
	大規模型（Ⅱ）				
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）					
認知症対応型通所介護事業所					
通所リハビリテーション事業所	通常規模型				
	大規模型（Ⅰ）				
	大規模型（Ⅱ）				
短期入所生活介護事業所					
短期入所療養介護事業所					
訪問介護事業所					
訪問入浴介護事業所					
訪問看護事業所					
訪問リハビリテーション事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					
夜間対応型訪問介護事業所					
居宅介護支援事業所	電話による確認（※5）				1.5(看護師等(※6)が協力した場合：4.5)（※7）
	訪問による確認（※5）				3(看護師等(※6)が協力した場合：6)（※7）
福祉用具貸与事業所					電話による確認：1.5 訪問による確認：3
居宅療養管理指導事業所					
小規模多機能型居宅介護事業所					
看護小規模多機能型居宅介護事業所					

（※1）対象事業所・施設については、補助の申請時点で指定等を受けている者であること。

（※2）各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービスは訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

（※4）通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

（※5）居宅介護支援事業所については、1利用者につき、電話による確認と訪問による確認の併給はできない。

（※6）看護師、居宅療養管理指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

（※7）「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったことをいう。

(2) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

ア 補助対象サービス

在宅サービス事業所

イ 補助対象者

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

ウ 補助対象経費

「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のような物の購入費用等について補助を行う。

なお、以下の補助対象経費以外の経費であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないもので本交付要綱の目的に反しないものであれば対象とする。

(ア) 長机

(イ) 飛沫防止パネル

(ウ) 換気設備

(エ) (電動) 自転車 (リース費用含む)

(オ) タブレット等のICT機器 (リース費用含む) (通信費用を除く)

(カ) 感染防止のための内装改修費

エ 補助額

補助金の交付額の算定に当たっては、表3の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

表 3

1 対象事業所・施設（※1から※4まで）	2 基準単価 （千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率		
通所介護事業所	通常規模型	200	事業所 別記1 3(2) ウ補助対象経費の とおり	10分の10		
	大規模型（Ⅰ）	200				
	大規模型（Ⅱ）	200				
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	200					
認知症対応型通所介護事業所	200					
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	200				
	大規模型（Ⅰ）	200				
	大規模型（Ⅱ）	200				
短期入所生活介護事業所	200					
短期入所療養介護事業所	200					
訪問介護事業所	200					
訪問入浴介護事業所	200					
訪問看護事業所	200					
訪問リハビリテーション事業所	200					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200					
夜間対応型訪問介護事業所	200					
居宅介護支援事業所	200					
福祉用具貸与事業所	200					
居宅療養管理指導事業所	200					
小規模多機能型居宅介護事業所	200					
看護小規模多機能型居宅介護事業所	200					

（※1）対象事業所・施設については、補助の申請時点で指定等を受けている者であること。

（※2）各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービスは訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

（※4）通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別記 2

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）知事は、補助対象事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第3号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

知事は、5の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

7 補助金の精算

補助対象事業者は、補助金を概算にて交付を受けた場合は、6の額の確定及び超過交付額の返還後、速やかに精算書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

8 是正のための措置

- （１）知事は、6の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

- (2) 5の規定による実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、6の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 6の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

11 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、9の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

12 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

13 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

14 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業者が知事の承認を受けて（1）の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (3) 補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

16 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

17 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。